

公共施設マネジメントの推進について

1. 下関市公共施設等総合管理計画の改訂について

下関市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）について、国の示す総合管理計画の策定指針（平成30年2月改訂版。以下「改訂指針」という。）で新たに示された項目を踏まえつつ、柱となる部分はそのままとし、当初の計画を補うことを中心に、必要最低限の改訂を実施するもの。

○今回の改訂は技術的・補足的な内容に限定して行うものとし、基本方針、基本目標（数値目標）についての見直しや、課所名、施設名、施設数、施設面積、統計資料等に係る時点修正は、行わない。

○本市の公共施設の状況については、毎年度の公共施設カルテの作成を通じて、市ホームページにおいて公表を継続する。

2. 改訂指針について

(1) 改訂指針の発出

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について
（平成30年2月27日付総財第28号）

(2) 改訂の目的

策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため。

(3) 改訂指針における5つのポイントと総合管理計画への適用箇所

改訂指針 5つのポイント	ポイントの内容	総合管理計画への 適用箇所
①全庁的な体制構築	公共施設等の部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場等全庁的な体制構築を行うもの。	・第5章 記載内容を加筆
②PDCAサイクルの確立	設定した数値目標に照らして取組を評価、計画の改訂に繋げる等PDCAサイクルの確立に努めること。	・第5章 記載内容を加筆
③総合管理計画の 不断の見直し・ 充実	計画の策定後も、個別施設計画に記載した対策の内容を反映させる等、不断の見直しを実施するもの。	

④維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み	維持管理・更新等に係る中長期的な経費、財源の見込みについて示すこと。	・第2章 今回新設
⑤ユニバーサルデザイン化の推進方針	公共施設の適正管理を行う中で、ユニバーサルデザイン化を推進するもの。	・第3章 記載内容を加筆 ・用語説明「ゆ」加筆

3. 改訂案について（概要）

(1) 「第1章 下関市公共施設等総合管理計画について」

1.2 位置付け	・改訂指針が発出されたことに触れ、改訂することを加筆する。
----------	-------------------------------

(2) 「第2章 現状と課題」

2.4 公共施設等の現状と課題	(4)維持管理費の推計 (新設) ※1 (5)地方債・基金等の財源の見込み(新設) ※2
-----------------	---

※1 (4)維持管理費の推計【改訂指針④に関するもの】

公共施設カルテ上の財務情報を集計し、維持管理費の試算を行ったうえで、計画期間に必要となる額等を記述する。

表 公共施設の維持管理費用(人件費除く)(令和元年度公共施設カルテより)

区分	施設数 ①	延床面積 ②	使用料等 (歳入)③	維持管理費 用(歳出)④	⑤(④-③)
全公共施設の合計	施設 1,060	m ² 1,528,515.74	千円 6,854,907	千円 13,200,278	千円 6,345,371
延床面積1m ² 当たり			円 4,485	円 8,636	円 <u>4,151</u>

※2 (5)地方債・基金等の財源の見込み【改訂指針④に関するもの】

財政運営上、国庫補助金、地方債等を活用していくことを記述する。

(3) 「第3章 基本的な方針」

3.2 基本的な方針	(1)公共施設の基本方針 (加筆) ※3 (2)土木インフラ施設の基本方針 (加筆) ※3 (3)企業会計施設の基本方針 (加筆) ※3
3.3 基本目標	(2)基本目標について (訂正) ※4

※3 ユニバーサルデザイン化の推進【改訂指針⑤に関するもの】

○ユニバーサルデザイン化の推進

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえて、ユニバーサルデザイン化を進める旨を加筆する。

※4 縮減面積の計算誤りの訂正（図表 55 関係）

期間	計画期間	縮減率	縮減面積 (訂正前)	縮減面積 (訂正後)
前期	8 年 (H27～R 4)	△7%	△76,000 m ²	△108,500 m ²
中期	6 年 (R 5～R10)	△10%	△155,000 m ²	△155,000 m ²
後期	6 年 (R11～R16)	△13%	△234,000 m ²	△201,500 m ²
合計	20 年 (H27～R16)	△30%	△465,000 m ²	△465,000 m ²

(4) 「第 5 章 本計画の管理の仕組み」

5.1 全庁的な取組体制の構築	(加筆) ※5
5.2 本計画の進行管理及び見直し方法	(加筆) ※6

※5 全庁的な体制構築【改訂指針①に関するもの】

全庁的な体制構築については、公共施設マネジメント推進会議や事前協議制度を設けて、情報の共有、把握をしている。一方、業務が多岐にわたるため、資産経営や進捗管理を統括する体制について検討する旨を加筆する。

※6 本計画の進行管理及び見直し方法【改訂指針②、③に関するもの】

P D C A サイクルの各フェイズに行う概要と手法を加筆する。P D C A サイクルにおいては、以下のとおり位置づけ継続的に計画等を見直すことを加筆する。

- P** 本計画、「公共施設の適正配置に関する方向性」、個別施設計画
- D** 施設所管課における取組み
- C** 公共施設カルテ作成等を通じて行う検証、分析及び進捗管理
- A** 個別施設計画の策定推進・改訂や本計画の改訂

(5) 「資料編」

資料編を廃止し、市ホームページで、公共施設カルテの情報、指針等について、公開を行う。